

○岡山市花き地方卸売市場業務条例施行規程

令和2年5月18日

岡山市市場事業部管理規程第10号

岡山市花き地方卸売市場業務条例施行規程（平成24年市市場事業部管理規程第3号）
の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者（第4条－第12条）

第2節 仲卸業者（第13条－第20条）

第3節 売買参加者（第21条－第23条）

第4節 関連事業者（第24条－第28条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第29条－第41条）

第4章 市場施設の使用

第1節 総則（第42条－第48条）

第2節 使用料（第49条－第56条）

第5章 監督（第57条）

第6章 雑則（第58条－第61条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、岡山市花き地方卸売市場業務条例（令和2年市条例第29号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（せり売又は入札の開始の告知）

第2条 卸売業者は、通常の卸売開始の時刻（卸売業者が行うせり売又は入札の開始時刻をいい、以下単に「せり売開始時刻」という。）をサイレンその他の方法をもって告知しなければならない。

（臨時の営業又は休業）

第3条 市場において業務を行う者は、臨時に休業し、又は休日に営業しようとするときは、様式第1号の承認申請書により、市場事業管理者（以下「管理者」という。）の承認を受けなければならない。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

（卸売業務の許可申請書）

第4条 条例第12条第2項に規定する規程で定める許可申請書は、様式第2号によるものとする。

2 条例第12条第3項に規定する規程で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 定款
 - (2) 商業登記簿の謄本
 - (3) 役員の履歴書
 - (4) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面
 - (5) 卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号（以下「省令」という。）第21条第1項に規定する別記様式第2号の例により作成した最近2年間における事業報告書
 - (6) 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書
 - (7) 申請者が他の法人に対する支配関係（他の法人に対する関係で、次に掲げるものをいう。以下同じ。）を持っているときは、その法人の名称及び住所、その法人の総株主等（総株主、総社員又は総出資者をいう。以下同じ。）の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の数及び当該議決権の数のうち当該申請者が有する議決権の数、その法人に対する支配関係を持つに至った理由を記載した書面並びにその法人の定款、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業計画書
- ア 申請者がその法人の総株主等の議決権の2分の1以上に相当する議決権を有する

関係

イ 申請者の営む卸売の業務に従事しているか、又は従事していた者が役員の過半数又は代表する権限を有する役員の過半数を占める関係

ウ 申請者がその法人の総株主等の議決権の100分の10以上に相当する議決権を有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持する関係（イに掲げるものを除く。）

(8) 申請者が条例第12条第4項第2号から第4号まで、第7号及び第8号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

(9) 申請者が条例第12条第5項に規定する者に該当する場合には、その旨を記載した書面

(10) 申請の日現在において申請者の市町村税の滞納がないことを証明する書面（代表者に係るものを含む。）

（卸売業務に必要な知識等の認定）

第5条 条例第12条第4項第5号に規定する知識及び経験は、管理者が別に定めるものにより、認定を行うものとする。

（誓約書の提出）

第6条 第4条第2項第8号に規定する誓約書は、様式第3号による。

（卸売業者の保証金の額）

第7条 条例第14条第1項に規定する規程で定める保証金の額は、当該事業年度の開始日前1年間の卸売の売上金額（消費税額及び地方消費税額に相当する金額を除く。）の区分に応じ、それぞれ次のとおりとする。

売上金額	保証金の額
20億円未満	120万円
20億円以上30億円未満	150万円
30億円以上40億円未満	200万円
40億円以上50億円未満	250万円
50億円以上60億円未満	300万円
60億円以上70億円未満	350万円

70億円以上80億円未満	400万円
80億円以上90億円未満	450万円
90億円以上100億円未満	500万円
100億円以上	750万円

2 条例第12条第1項の許可を受けて新たに業務を開始する者に係る前項の適用については、同項中「売上金額」とあるのは「業務開始後1年間の卸売の予定金額（消費税額及び地方消費税額に相当する金額を除く。）」とする。

（有価証券の充当）

第8条 条例第16条の場合において、預託を受けた保証金たる有価証券の利札は、保証金を含むものとする。

（卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書）

第9条 条例第19条第3項に規定する規程で定める譲渡し及び譲受けに係る認可申請書は、様式第4号によるものとする。

（卸売業者の合併の認可申請書）

第10条 条例第19条第3項に規定する規程で定める合併に係る認可申請書は、様式第5号によるものとする。

2 前項の認可を受けた者は、合併手続き終了後、様式第6号により、遅滞なく、管理者に報告しなければならない。

3 条例第19条第3項に規定する規程で定める新設分割に係る認可申請書は、様式第7号によるものとする。

4 条例第19条第3項に規定する規程で定める吸収分割に係る認可申請書は、様式第8号によるものとする。

5 前2項の認可を受けた者は、会社分割手続き終了後、様式第9号により、遅滞なく、管理者に報告しなければならない。

（卸売業者の名称変更等の届出）

第11条 条例第20条により行う届出は、様式第10号によるものとする。

2 卸売業者は、卸売業者又はその役員若しくはせり人が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を書面により、管理者に届け出なければならない。

ない。

(1) 破産者となったとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられたとき，又は法の規定により罰金の刑に処せられたとき。

(事業報告書の提出)

第12条 条例第22条に規定する規程に定める事業報告書は，省令第21条第1項に規定する別記様式第2号によるものとする。

第2節 仲卸業者

(仲卸業務の承認申請書)

第13条 条例第25条第2項に規定する規程で定める承認申請書は，様式第11号によるものとする。

(仲卸業務の承認)

第14条 条例第25条第3項第5号に規定する知識及び経験又は資力信用は，管理者が別に定めるものにより，認定を行うものとする。

(仲卸業者の保証金の額)

第15条 条例第27条第1項に規定する規程で定める保証金の額は，当該仲卸業者が市に納付すべき仲卸業者売場使用料の月額額の6倍とし，その額は36万円以上80万円以下の範囲内とする。

2 前項の場合において，1,000円未満の端数があるときは，これを1,000円に切り上げて計算するものとする。

(仲卸業者の営業又は事業の譲渡し及び譲受け承認申請書)

第16条 条例第29条第3項に規定する規程で定める営業又は事業の譲渡し及び譲受けに係る承認申請書は，様式第12号によるものとする。

(仲卸業者の合併の承認申請書等)

第17条 条例第29条第3項に規定する規程で定める合併に係る承認申請書は，様式第13号によるものとする。

2 前項の承認を受けた者は，合併手続終了後，様式第14号により，遅滞なく，管理者に報告しなければならない。

3 条例第29条第3項に規定する規程で定める新設分割に係る承認申請書は，様式第1

5号によるものとする。

4 条例第29条第3項に規定する規程で定める吸収分割に係る承認申請書は、様式第16号によるものとする。

5 前2項の承認を受けた者は、会社分割手続終了後、様式第17号により、遅滞なく、管理者に報告しなければならない。

(仲卸業者の名称変更等の届出書)

第18条 条例第30条に規定する名称変更等の届出は、様式第18号により行うものとする。

(事業報告書)

第19条 条例第31条に規定する規程で定める事業報告書は、様式第19号によるものとする。

(準用規定)

第20条 第6条及び第8条の規定は、仲卸業者について準用する。

第3節 売買参加者

(売買参加者の承認申請書等)

第21条 条例第32条第2項に規定する規程で定める承認申請書は、様式第20号によるものとする。

2 条例第32条第3項第3号に規定する必要な知識及び経験又は資力信用は、管理者が別に定めるものにより、認定を行うものとする。

(売買参加者の名称変更等の届出書)

第22条 条例第34条に規定する名称変更等の届出は、様式第21号により行うものとする。

(準用規定)

第23条 第6条及び第8条の規定は、売買参加者について準用する。

第4節 関連事業者

(関連事業者の業務)

第24条 条例第2条第7号に規定する規程で定める業務の種類は、別表第1に掲げるとおりとする。

(関連事業者の承認申請書)

第25条 条例第35条第2項に規定する規程で定める承認申請書は、様式第22号によるものとする。

(関連事業者の保証金の額)

第26条 条例第36条第3項に規定する規程で定める保証金の額は、当該関連事業者が市に納付すべき事務所使用料及び関連事業者売場使用料のそれぞれの月額額の6倍に相当する額とする。

2 第15条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(関連事業者の名称変更等の届出書)

第27条 条例第38条に規定する名称変更等の届出は、様式第23号により行うものとする。

(準用規定)

第28条 第6条及び第8条の規定は、関連事業者について準用する。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の呼び値の方法)

第29条 売買取引の呼び値は、金額をもってする。

(せり売の方法)

第30条 せり売は、卸売業者がその販売物品について品種、品名、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項を呼び上げた後、開始しなければならない。

2 せり落しは、せり人が最高価格（消費税額及び地方消費税額に相当する金額を除く。以下同じ。）を呼び上げたとき決定し、その申込人をせり落し人とする。

3 せり人は、最高価格の申込人が2人以上あるときは、抽せんその他適当な方法でせり落し人を決定する。

4 せり人は、せり落し人が決定したときは、直ちにその価格及び買受人番号（仲卸業者の承認番号又は売買参加者の承認番号をいう。以下同じ。）を呼び上げなければならない。

(入札の方法)

第31条 入札は、卸売業者がその販売物品について品種、品名、産地、出荷者、荷印、

等級，数量その他必要な事項を表示し，又は呼び上げた後，入札人に対し入札用札に氏名，入札金額（消費税額及び地方消費税額に相当する金額を除く。以下同じ。）その他必要な事項を記載させて行わなければならない。

2 開札は，入札終了後関係人立会のうえ直ちに行い，最高価格の入札人を落札人とする。

3 前条第3項及び第4項の規定は，入札の方法に準用する。

（入札の無効）

第32条 次の各号のいずれかに該当するときは，その入札は無効とする。

(1) 入札金額その他記載事項が不明なとき。

(2) 2通以上の入札用札を差し入れたとき。

(3) 入札に際し，不当又は不正な行為があったと認められるとき。

(4) 条例又はこの規程若しくはこれらに基づいて行う指示に違反したとき。

2 卸売業者は，入札が前項各号のいずれかに該当するときは，開札の際その事由を明示し，当該入札が無効であることを告知しなければならない。

（せり直し及び再入札）

第33条 せり売又は入札に参加した者が，そのせり落とし又は落札の決定について異義があるときは，直ちにその旨を管理者に申し立てることができる。

2 管理者は，前項の申立てについて正当な事由があると認めるときは，せり直し又は再入札を命ずることができる。

（受託契約約款の届出及び変更届出書）

第34条 条例第44条に規定する規程で定める届出は，様式第24号によるものとする。

（販売原票等の作成）

第35条 条例第45条に規定する規程で定める販売原票は，様式第25号によるものとする。

2 卸売業者は，前項の販売原票を作成したときは，直ちにその写しを管理者に提出しなければならない。ただし，管理者が別に定めるものにより認めた場合は，この限りでない。

（卸売業者以外の者からの買入販売）

第36条 条例第46条第2項に規定する規程で定める届出は，様式第26号により行う

ものとする。

(衛生上有害な物品)

第37条 条例第48条に規定する衛生上有害な物品を市場内で発見した者は、速やかに、その品名、数量及び出荷者等を管理者に報告しなければならない。

2 卸売業者及び仲卸業者並びに関連事業者は、条例第48条に規定する衛生上有害な物品又はそのおそれがある物品が市場において売買されることがないように努めるものとし、当該物品を発見したときは、速やかに、管理者にその品名、数量及び出荷者等を届け出たうえで、その処分方法について指示を受けなければならない。

(卸売予定数量等の報告)

第38条 条例第49条第1項に規定する規程で定める報告は、せり売開始時刻30分前までに、様式第27号により行うものとする。

2 条例第49条第2項に規定する規程で定める報告は、販売終了後直ちに様式第28号により行うものとする。

3 卸売業者は、管理者が指定する情報通信システムにより、前2項に規定する報告を行うことができる。

4 条例第49条第3項に規定する規程で定める報告は、様式第29号により行うものとする。

(卸売業者による売買取引の結果等の公表)

第39条 条例第50条第1項に規定する規程で定める時刻とは、せり売開始時刻30分前とする。

(売買仕切書)

第40条 条例第52条第1項に規定する売買仕切書は、様式第30号によるものとする。

(委託手数料の率)

第41条 条例第54条第1項に規定する届出は、様式第31号によるものとする。

2 前項に規定する届出書は、委託手数料の率を適用し、又は変更しようとする日の60日前までに管理者に提出しなければならない。

第4章 市場施設の使用

第1節 総則

(施設使用の指定又は許可申請書)

第42条 条例第56条第3項に規定する市場施設使用の指定又は許可の申請は、様式第32号により行うものとする。

2 第15条第2項の規定は、条例第56条第6項の保証金に準用する。

(施設の原状変更の申請書等)

第43条 使用者は、条例第58条第2項に規定する市場施設に建築、造作若しくは模様替え、又は市場施設の原状に変更を加えようとするときは、事前に様式第33号による承認申請書を管理者に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、当該工事完了後、完工検査を受けなければこれを使用することができない。

(工事施工及び賠償免責)

第44条 管理者は、市場施設において修理を要すると認めるときは、いつでも工事を施工することができる。

2 前項の工事のため、使用者、出荷者、売買参加者又は買出人がやむを得ない損害を被ることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。

(指定又は許可の取消しその他の規制)

第45条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第59条に規定する処分又は措置を命ずることができる。

(1) 正当な事由がなく、15日以上にわたり休業したとき。

(2) 市場施設に関する条例若しくはこの規程又はこれらに基づく処分若しくは指示に従わないとき。

(3) 市場施設の使用に関し、市に対して負担すべき金額の納付を怠ったとき。

(4) 前3号のほか、管理者が公益上必要と認めるとき。

(施設の清掃及び火災の予防)

第46条 使用者は、常に市場施設の清潔を保持し、使用後は必ず清掃し、廃棄物は所定の場所に集積しなければならない。

2 使用者は、市場施設の使用について火災の予防に必要な措置を講じなければならない。

(共通使用施設の清掃)

第47条 市場内における共通使用の市場施設は、関係者が共同して清掃を行わなければならない。

2 管理者は、必要があると認めるときは、前項の清掃に関して、その区画及び費用の分担を指定することができる。

(返還手続)

第48条 使用者は、条例第60条に規定する市場施設の返還をしようとするときは、遅くとも施設を返還しようとする日の1月前までに様式第34号による市場施設返還届出書を管理者に提出し、確認を受けなければならない。

第2節 使用料

(使用料)

第49条 条例第63条第1項に規定する規程で定める使用料（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）は、別表第2のとおりとする。ただし、使用料について定めのないもの、公用又は公益のために使用するものその他特別の事由があると認めるものについては、管理者が別に定める。

2 別表第2に規定する条例第46条第2項の規定により届け出て販売した場合における仲卸業者市場使用料の算定について、前項に定めるもののほかその他必要な事項は、管理者が別に定める。

(使用面積の算定)

第50条 使用料計算上、使用面積について1平方メートル未満の端数があるとき又は使用面積が1平方メートル未満のときは、施設ごとに1平方メートルとして計算する。ただし、管理者が別に定めるときは、この限りでない。

(使用料の徴収)

第51条 使用料は、次に定めるところにより徴収する。ただし、管理者が別に定めるときは、この限りでない。

(1) 月の中途において市場施設を使用しなくなったときの使用料は、その月分全部を徴収する。

(2) 月に満たない使用料及び月の中途において使用を開始したときの使用料の額は、日割で計算する。この場合における日割計算の方法は、月額使用料にその月における使

用日数を乗じて30で除した額とする。

(使用料の納付及び納期)

第52条 使用料の納付は、市が発行する納入通知書又は口座振替の方法により行うものとする。

2 卸売業者市場使用料及び仲卸業者市場使用料の納期は、当月分を翌月末日までとする。卸売業者売場使用料、仲卸業者売場使用料、関連事業者売場使用料、福利厚生施設（食堂）使用料、事務所使用料、倉庫使用料、冷蔵庫棟使用料、加工場使用料、空地使用料及び駐車場使用料の納期は、当月分を当月末日までとする。

3 前項に定めるもの以外の市場施設の使用料の納期は、管理者が別に定める日とする。

(延滞金)

第53条 前条第2項及び第3項に規定する納期までに納付しないときは、岡山市分担金その他収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例（昭和32年市条例第37号）により督促し、延滞金を徴収するものとする。

(使用者の負担)

第54条 条例第63条第2項に規定するものは、次に掲げる場所に係る費用とする。

- (1) 卸売業者売場
- (2) 仲卸業者売場
- (3) 事務所
- (4) 関連事業者売場
- (5) その他市場において指定又は許可をする場所

2 条例第63条第2項に規定するもののうち、電力及び上下水道の費用（以下「徴収金」という。）の算定は、計器その他によるものとする。ただし、これにより難い事由があるときは、管理者の認定によるものとする。

(徴収金の納付及び納期)

第55条 徴収金の納付は、市が発行する納入通知書又は口座振替の方法により行うものとする。

2 徴収金の納期は、当月分を翌月末日までとする。

(組合員の連帯責任)

第56条 利用者が組合員であるときは、組合員は建物又は設備の使用について連帯してその責めを負う。

第5章 監督

(検査職員の身分証明書)

第57条 条例第66条第2項に規定する検査職員の身分証明書は、様式第35号によるものとする。

第6章 雑則

(帳票の保存)

第58条 卸売業者は、条例第45条に規定する販売原票、条例第52条第1項に規定する売買仕切書について、過去5年度分を保存しなければならない。

(掲示事項)

第59条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市場の正門横の掲示場（以下「掲示場」という。）にその旨を掲示しなければならない。

- (1) 条例第4条第2項の規定により、休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないとき。
- (2) 条例第48条第3項に規定する物品の売買の差し止め、又は撤去を命じたとき。
- (3) 卸売業者又は仲卸業者の業務の許可又は承認の取消し、又は停止の処分があったとき。
- (4) 条例第78条に規定する卸売の業務の代行を行わせるとき。
- (5) 前4号のほか、管理者がその内容を掲示する必要があると認めるとき。

(書類の掲示送達)

第60条 住所又は居所が不明のため、書類を送達することができないときは、これを掲示場に掲示する。この場合において、掲示の日から起算して14日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。

(入場の禁止又は退場の命令)

第61条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者については、入場の禁止又は退場を命ずることができるものとする。

- (1) 暴行その他不穏の言動をする者

(2) 他人の業務を妨害する者

(3) 前2号のほか、市場内の秩序を乱す者又はそのおそれのある者

附 則

1 この規程は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の岡山市花き地方卸売市場業務条例施行規程の規定によつてした処分、手続その他の行為でこの規程の規定に相当の規定があるものは、この規程の相当の規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

別表第1（第24条関係）

関連事業者の業務の種類

条例第2条第7号に規定する業務
1 市場の取扱品目以外の物品等の卸売業
2 保管，貯蔵，運搬等の業務
3 食料品加工業
4 精算代払機関
6 花き及びその加工品以外の物品を販売するもの
7 必要物品の販売業
8 飲食店業
9 金融業
10 清掃業
11 その他市場の機能の充実に資する者又は市場の利用者の便益を提供するもので、管理者が必要と認めるもの

別表第2（第49条関係）

岡山市花き地方卸売市場施設使用料

種別	単位	金額	摘要
卸売業者市場使用料		単価に数量を乗じて 得た金額の1,00 0分の2.6に消費	

			税額及び地方消費税額に相当する金額を加えた金額	
条例第46条第2項の規定により、市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売した場合における仲卸業者市場使用料			販売金額（消費税額及び地方消費税額に相当する金額を除く。）の1,000分の2.6に消費税額及び地方消費税額に相当する金額を加えた金額	
卸売業者売場使用料	卸売場	1平方メートルにつき1月	176円	
	花き部保冷保温売場棟	1平方メートルにつき1月	674円	
仲卸業者売場使用料		1平方メートルにつき1月	1,210円	使用面積50平方メートルまで毎に業務用駐車場1区画を含むものとする。
関連事業者売場使用料	金融機関	1平方メートルにつき1月	1,980円	使用面積25平方メートルまで毎に業務用駐車場1区画を含むものとする。
	関連事業者店舗	1平方メートルにつき1月	1,210円	
福利厚生施設（食堂）使用料		1平方メートル	1,056円	

			につき1月		
事務所使用料	卸売業者事務所	1平方メートル	につき1月	1,320円	
		1平方メートル	につき1月	1,309円	
倉庫使用料	プレハブ倉庫	1平方メートル	につき1月	605円	
		1平方メートル	につき1月	1,320円	
空地使用料		1平方メートル	につき1月	22円	
駐車場使用料	場外駐車場	普通車, 貨物車1	1区画につき1月	1,257円	
		貨物車2	1区画につき1月	2,112円	
		貨物車3	1区画につき1月	3,520円	
		貨物車4	1区画につき1月	4,400円	
	通勤用駐車場		1区画につき1月	1,571円	
	業務用駐車場		1区画につき1月	1,257円	

備考

駐車場の各区画の面積は、概ね以下のとおりとする。

1 場外駐車場

ア 普通車, 貨物車1は、幅2.5メートル, 奥行5.0メートル以下とする。

イ 貨物車2は、幅3.0メートル, 奥行7.0メートルとする。

- ウ 貨物車3は、幅3.5メートル、奥行10.0メートルとする。
- エ 貨物車4は、幅3.5メートル、奥行12.5メートルとする。
- 2 通勤用駐車場は、幅2.5メートル、奥行5.0メートル以下とする。
- 3 業務用駐車場は、幅2.5メートル、奥行5.0メートルとする。
- 4 市場施設に付帯する業務用駐車場は、使用料算定面積に含まないものとする。

様式第1号（第3条関係）

岡山市花き地方卸売市場臨時の営業又は休業の承認申請書

年 月 日

市場事業管理者 様

卸売業者

岡山市花き地方卸売市場 仲卸業者

関連事業者

名称及び

代表者氏名

㊟

臨時の 営業 をしたいので、岡山市花き地方卸売市場業務条例施行規程（令和
休業 2年市市場事業部管理規程第10号）第3条の規定により、次のとおり申請します。

1 臨時営業の年月日	年 月 日
臨時営業に係る販売品目	
臨時営業をする理由	

2 臨時休業の年月日	年 月 日
臨時休業に係る販売品目	
臨時休業をする理由	

(注) この申請書は、2部提出すること。

様式第2号(第4条関係)

岡山市花き地方卸売市場卸売業務許可申請書

年 月 日

市場事業管理者 様

住 所
名 称 ㊦
連絡先() ー

岡山市花き地方卸売市場業務条例（令和2年市条例第29号）第12条第1項の規定により、卸売の業務の許可を受けたいので、関係書類を添付して、次のとおり申請します。

資本金又は出資の額	
役員 の 氏 名	
添 付 書 類	
1 定款	
2 商業登記簿の謄本	
3 役員名簿	
4 役員の履歴書(写真貼付)	
5 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面	
6 最近2年間における事業報告書（卸売市場法施行規則第21条第1項に規定する別記様式第2号）	
7 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書	
8 支配関係を有する法人の名称及び住所，その法人の総株主等の議決権の数及び当該議決権の数のうち申請者が有する議決権の数，支配関係を有するに至った理由を記載した書面並びにその法人の定款，直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業計画書	
9 役員の誓約書（様式第3号）	
10 市区町村長が発行する役員の身分証明書	
11 市区町村長が発行する未納の税額がないことの証明書	

様式第3号（第6条関係）

岡山市花き地方卸売市場誓約書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市花き地方卸売市場 卸売業者

名称及び

代表者氏名 ㊟

卸売市場法並びに関係法規及び岡山市花き地方卸売市場業務条例及びその規程等を遵守のうえ、誠実に取引業務を行うことはもとより、万一これらの諸法令に違反し、又はその他の指示に対して不都合な行為があったときは、許可の取消しその他処分を受けても異議はありません。

又、卸売市場法並びに関係法規、条例及びその規程等に規定する欠格事由には、該当していません。以上のとおり、誓約します。

様式第4号(第9条関係)

岡山市花き地方卸売市場卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書

年 月 日

市場事業管理者 様

譲渡人 岡山市花き地方卸売市場 卸売業者
名 称

代表者氏名 ㊦

譲受人 住 所

名 称

代表者氏名 ㊦

卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けについて認可を受けたいので、岡山市花き地方卸売市場業務条例（令和2年市条例第29号）第19条第3項の規定により、関係書類を添付して、次のとおり申請します。

譲受人の資本金又は出資の額	
譲受人の役員の名	
譲渡し及び譲受けの予定年月日	年 月 日
譲渡し及び譲受けを必要とする理由	
添 付 書 類	
<ol style="list-style-type: none"> 1 定款 2 商業登記簿の謄本 3 役員名簿 4 役員の履歴書(写真貼付) 5 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面 6 最近2年間における事業報告書（卸売市場法施行規則第21条第1項に規定する別記様式第2号） 7 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書 8 支配関係を有する法人の名称及び住所，その法人の総株主等の議決権の数及び当該議決権の数のうち申請者が有する議決権の数，支配関係を有するに至った理由を記載した書面並びにその法人の定款，直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業計画書 9 役員の誓約書（様式第3号） 10 市区町村長が発行する役員の身分証明書 11 市区町村長が発行する未納の税額がないことの証明書 12 譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し 	

様式第5号(第10条関係)

岡山市花き地方卸売市場卸売業者の合併の認可申請書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市花き地方卸売市場 卸売業者
名 称
代表者氏名 ㊟
住 所
名 称
代表者氏名 ㊟

卸売業者の合併の認可を受けたいので、岡山市花き地方卸売市場業務条例（令和2年市条例第29号）第19条第3項の規定により、関係書類を添付して、次のとおり申請します。

合併後存続する法人 又は 合併により設立される法人	住所	
	名称	
合併の予定年月日	年 月 日	
添 付 書 類		
1 定款 2 商業登記簿の謄本 3 役員名簿 4 役員の履歴書(写真貼付) 5 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面 6 最近2年間における事業報告書（卸売市場法施行規則第21条第1項に規定する別記様式第2号） 7 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書 8 支配関係を有する法人の名称及び住所，その法人の総株主等の議決権の数及び当該議決権の数のうち申請者が有する議決権の数，支配関係を有するに至った理由を記載した書面並びにその法人の定款，直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業計画書 9 役員の誓約書（様式第3号） 10 市区町村長が発行する役員の身分証明書 11 市区町村長が発行する未納の税額がないことの証明書 12 合併に係る契約書の写し 13 独占禁止法第15条第2項の規定による届出受理書の写し		

(注) 1 添付書類2, 6, 11は，合併前の会社のもの。

2 添付書類1, 3, ~5, 7~10までは，合併後存続する法人又は合併により設立される法人のもの。

様式第6号(第10条関係)

岡山市花き地方卸売市場卸売業者の合併手続の完了報告書

年 月 日

市場事業管理者 様

新設会社又は存続会社

住 所

名 称

代表者氏名

㊟

卸売業者の合併手続が完了したので、岡山市花き地方卸売市場業務条例施行規程（令和2年市市場事業部管理規程第10号）第10条第2項の規定により、関係書類を添付して、次のとおり報告します。

合併の完了の年月日	年 月 日
添 付 書 類	
1 消滅会社の商業登記簿の謄本	
2 新設会社又は存続会社の商業登記簿の謄本	
3 定款	
4 株主、出資者又は組合員の持株数又は出資額を記載した書面	
5 役員名簿	
6 役員の履歴書(写真貼付)	
7 市区町村長が発行する役員の身分証明書	
8 役員の誓約書（様式第3号）	

(注) 1 添付書類3、4は、認可申請書の添付書類の内容に変更がある場合、添付すること。

2 添付書類5～8までは、新たに就任した役員がある場合、添付すること。

様式第7号(第10条関係)

岡山市花き地方卸売市場卸売業者の新設分割の認可申請書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市花き地方卸売市場 卸売業者
名 称
代表者氏名 ㊟

卸売業者の新設分割の認可を受けたいので、岡山市花き地方卸売市場業務条例（令和2年市条例第29号）第19条第3項の規定により、関係書類を添付して、次のとおり申請します。

新設会社	住 所	
	名 称	
会社分割の予定年月日	年 月 日	
分割を必要とする理由		
添 付 書 類		
1 定款 2 商業登記簿の謄本 3 貸借対照表及び損益計算書 4 この事業開始後2年間の事業計画書 5 株主、出資者又は組合員の持株数又は出資額を記載した書面 6 役員名簿 7 役員の履歴書(写真貼付) 8 市区町村長が発行する役員の身分証明書 9 役員の誓約書(様式第3号) 10 市区町村長が発行する未納の税額がないことの証明書 11 分割計画書の写し		

(注) 1 添付書類2, 3, 10は、分割会社のもの。

2 添付書類1, 4~9までは、新設会社のもの。

様式第8号(第10条関係)

岡山市花き地方卸売市場卸売業者の吸収分割の認可申請書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市花き地方卸売市場 卸売業者

名 称

代表者氏名 ㊟

承継会社

住 所

名 称

代表者氏名 ㊟

卸売業者の吸収分割の認可を受けたいので、岡山市花き地方卸売市場業務条例（令和2年市条例第29号）第19条第3項の規定により、関係書類を添付して、次のとおり申請します。

承継会社	住 所	
	名 称	
会社分割の予定年月日	年 月 日	
分割を必要とする理由		
添 付 書 類		
1 定款		
2 商業登記簿の謄本		
3 貸借対照表及び損益計算書		
4 この事業開始後2年間の事業計画書		
5 株主、出資者又は組合員の持株数又は出資額を記載した書面		
6 役員名簿		
7 役員の履歴書(写真貼付)		
8 市区町村長が発行する役員の身分証明書		
9 役員の誓約書(様式第3号)		
10 市区町村長が発行する未納の税額がないことの証明書		
11 分割契約書の写し		

(注) 1 添付書類2, 3は、分割会社及び承継会社のもの。

2 添付書類1, 4~10までは、承継会社のもの。

様式第9号(第10条関係)

岡山市花き地方卸売市場卸売業者の会社分割手続の完了報告書

年 月 日

市場事業管理者 様

新設会社又は承継会社

住 所

名 称

代表者氏名

㊟

卸売業者の会社分割手続が完了したので、岡山市花き地方卸売市場業務条例施行規程（令和2年市市場事業部管理規程第10号）第10条第5項の規定により、関係書類を添付して、次のとおり報告します。

会社分割の完了の年月日	年 月 日
添 付 書 類	
1 商業登記簿の謄本	
2 定款	
3 株主、出資者又は組合員の持株数又は出資額を記載した書面	
4 役員名簿	
5 役員の履歴書(写真貼付)	
6 市区町村長が発行する役員の身分証明書	
7 役員の誓約書(様式第3号)	

(注) 1 添付書類1は、新設会社若しくは承継会社のもの。

2 添付書類2, 3は、認可申請書の添付書類の内容に変更がある場合、添付すること。

3 添付書類4～7までは、新たに就任した役員がある場合、添付すること。

様式第10号（第11条関係）

岡山市花き地方卸売市場卸売業者の名称変更等の届出書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市花き地方卸売市場 卸売業者

名称及び

代表者氏名

㊟

名称等を変更したので、岡山市花き地方卸売市場業務条例施行規程（令和2年市市場事業部管理規程第10号）第11条の規定により、関係書類を添付して、次のとおり届け出ます。

届出（変更）事項	届出（変更）内容		備考（添付書類）
1 卸売の業務の開始、休止、再開、廃止			
2 定 款	(新)		定款
	(旧)		
3 名 称	(新)		商業登記簿の謄本
	(旧)		
4 住 所	(新)		
	(旧)		
5 役 員	(新)		役員名簿 役員の履歴書（写真貼付） 市区町村長が発行する身分証明書 誓約書（様式第3号を準用） 商業登記簿の謄本
	(旧)		
6 資本金又は出資の額	(新)		商業登記簿の謄本 株主名簿
	(旧)		
7 解 散			

(注) 1. 業務の開始、休止、再開、廃止又は解散の届け出に当たっては、その期日を記入すること。

2. 解散の場合、清算人が届け出ること。

様式第11号（第13条関係）

岡山市花き地方卸売市場仲卸業務承認申請書

年 月 日

市場事業管理者 様

住 所

名称及び

代表者氏名 ㊦

連絡先（ ） ー

仲卸しの業務の承認を受けたいので、岡山市花き地方卸売市場業務条例（令和2年市条例第29号）第25条第2項の規定により、関係書類を添付して、次のとおり申請します。

資本金又は出資の額	
役員の名	
添 付 書 類	
1 定款	
2 商業登記簿の謄本	
3 貸借対照表及び損益計算書	
4 この事業開始後2年間の事業計画書	
5 株主、出資者又は組合員別の持株数及び出資額を記載した書面	
6 役員名簿	
7 市区町村長が発行する役員的身分証明書	
8 役員の履歴書（写真貼付）	
9 役員の誓約書（様式第3号を準用）	
10 市区町村長が発行する未納の税額がないことの証明書	

様式第12号（第16条関係）

岡山市花き地方卸売市場仲卸業者の営業又は事業の譲渡し及び譲受け承認申請書

年 月 日

市場事業管理者 様

譲渡人 岡山市花き地方卸売市場 仲卸業者

承認番号 番

名 称

代表者氏名 ㊟

譲受人 住 所

名 称

代表者氏名 ㊟

仲卸業者の営業又は事業の譲渡し及び譲受けについて承認を受けたいので、岡山市花き地方卸売市場業務条例（令和2年市条例第29号）第29条第3項の規定により、関係書類を添付して、次のとおり申請します。

譲受人の資本金又は出資の額	
譲受人の役員の名	
譲渡し及び譲受けの予定年月日	年 月 日
譲渡し及び譲受けを必要とする理由	
添 付 書 類	
1 定款	
2 商業登記簿の謄本	
3 貸借対照表及び損益計算書	
4 この事業開始後2年間の事業計画書	
5 株主、出資者又は組合員の持株数又は出資額を記載した書面	
6 役員名簿	
7 役員の履歴書（写真貼付）	
8 市区町村長が発行する役員の身分証明書	
9 役員の誓約書（様式第3号を準用）	
10 市区町村長が発行する未納の税額がないことの証明書	
11 譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し	

様式第13号（第17条関係）

岡山市花き地方卸売市場仲卸業者の合併の承認申請書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市花き地方卸売市場 仲卸業者

承認番号 番

名 称

代表者氏名 ㊟

住 所

名 称

代表者氏名 ㊟

仲卸業者の合併の承認を受けたいので、岡山市花き地方卸売市場業務条例（令和2年市条例第29号）第29条第3項の規定により、関係書類を添付して、次のとおり申請します。

合併後存続する法人又は 合併により設立される法人	住所	
	名称	
合併の予定年月日	年 月 日	
添 付 書 類		
1 定款		
2 商業登記簿の謄本		
3 貸借対照表及び損益計算書		
4 この事業開始後2年間の事業計画書		
5 株主、出資者又は組合員の持株数又は出資額を記載した書面		
6 役員名簿		
7 役員の履歴書（写真貼付）		
8 市区町村長が発行する役員の身分証明書		
9 役員の誓約書（様式第3号を準用）		
10 市区町村長が発行する未納の税額がないことの証明書		
11 合併に係る契約書の写し		
12 独占禁止法第15条第2項の規定による届出受理書の写し		

(注) 1 添付書類2, 3, 10は、合併前の会社のもの。

2 添付書類1, 4～9までは、合併後存続する法人又は合併により設立される法人のもの。

様式第14号（第17条関係）

岡山市花き地方卸売市場仲卸業者の合併手続の完了報告書

年 月 日

市場事業管理者 様

新設会社又は存続会社

住 所

名 称

代表者氏名

㊦

仲卸業者の合併手続が完了したので、岡山市花き地方卸売市場業務条例施行規程（令和2年市市場事業部管理規程第10号）第17条第2項の規定により、関係書類を添付して、次のとおり報告します。

合併の完了の年月日	年 月 日
添 付 書 類	
1 消滅会社の商業登記簿の謄本	
2 新設会社又は存続会社の商業登記簿の謄本	
3 定款	
4 株主、出資者又は組合員の持株数又は出資額を記載した書面	
5 役員名簿	
6 役員の履歴書（写真貼付）	
7 市区町村長が発行する役員の身分証明書	
8 役員の誓約書（様式第3号を準用）	

(注) 1 添付書類3, 4は、承認申請書の添付書類の内容に変更がある場合、添付すること。

2 添付書類5～8までは、新たに就任した役員がある場合、添付すること。

様式第15号（第17条関係）

岡山市花き地方卸売市場仲卸業者の新設分割の承認申請書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市花き地方卸売市場 仲卸業者

承認番号 番

名 称

代表者氏名 ㊟

仲卸業者の新設分割の承認を受けたいので、岡山市花き地方卸売市場業務条例（令和2年市条例第29号）第29条第3項の規定により、関係書類を添付して、次のとおり申請します。

新設会社	住所	
	名称	
会社分割の予定年月日	年 月 日	
分割を必要とする理由		
添 付 書 類		
1 定款		
2 商業登記簿の謄本		
3 貸借対照表及び損益計算書		
4 この事業開始後2年間の事業計画書		
5 株主、出資者又は組合員の持株数又は出資額を記載した書面		
6 役員名簿		
7 役員の履歴書（写真貼付）		
8 市区町村長が発行する役員の身分証明書		
9 役員の誓約書（様式第3号を準用）		
10 市区町村長が発行する未納の税額がないことの証明書		
11 分割計画書の写し		

(注) 1 添付書類2, 3, 10は、分割会社のもの。

2 添付書類1, 4～9までは、新設会社のもの。

様式第16号（第17条関係）

岡山市花き地方卸売市場仲卸業者の吸収分割の承認申請書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市花き地方卸売市場 仲卸業者

承認番号 番

名 称

代表者氏名 ㊦

承継会社

住 所

名 称

代表者氏名 ㊦

仲卸業者の吸収分割の承認を受けたいので、岡山市花き地方卸売市場業務条例（令和2年市条例第29号）第29条第3項の規定により、関係書類を添付して、次のとおり申請します。

承 継 会 社	住 所	
	名 称	
会社分割の予定年月日	年 月 日	
分割を必要とする理由		
添 付 書 類		
1 定款		
2 商業登記簿の謄本		
3 貸借対照表及び損益計算書		
4 この事業開始後2年間の事業計画書		
5 株主、出資者又は組合員の持株数又は出資額を記載した書面		
6 役員名簿		
7 役員の履歴書（写真貼付）		
8 市区町村長が発行する役員の身分証明書		
9 役員の誓約書（様式第3号を準用）		
10 市区町村長が発行する未納の税額がないことの証明書		
11 分割契約書の写し		

(注) 1 添付書類2, 3は、分割会社及び承継会社のもの。

2 添付書類1, 4～10までは、承継会社のもの。

様式第17号（第17条関係）

岡山市花き地方卸売市場仲卸業者の会社分割手続の完了報告書

年 月 日

市場事業管理者 様

新設会社又は承継会社

住 所

名 称

代表者氏名

㊞

仲卸業者の会社分割手続が完了したので、岡山市花き地方卸売市場業務条例施行規程（令和2年市市場事業部管理規程第10号）第17条第5項の規定により、関係書類を添付して、次のとおり報告します。

会社分割の完了の年月日	年 月 日
添 付 書 類	
1 商業登記簿の謄本	
2 定款	
3 株主、出資者又は組合員の持株数又は出資額を記載した書面	
4 役員名簿	
5 役員の履歴書（写真貼付）	
6 市区町村長が発行する役員の身分証明書	
7 役員の誓約書（様式第3号を準用）	

(注) 1 添付書類1は、新設会社若しくは承継会社のもの。

2 添付書類2, 3は、承認申請書の添付書類の内容に変更がある場合、添付すること。

3 添付書類4～7までは、新たに就任した役員がある場合、添付すること。

様式第18号（第18条関係）

岡山市花き地方卸売市場仲卸業者の名称変更等の届出書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市花き地方卸売市場 仲卸業者

承認番号 番

名 称

代表者氏名 ㊟

連絡先（ ） ー

名称等を変更したので、岡山市花き地方卸売市場業務条例（令和2年市条例第29号）第30条の規定により、関係書類を添付して、次のとおり届け出ます。

届出（変更）事項	届出（変更）内容	備考（添付書類）
1 仲卸しの業務の開始 休止、再開、廃止		
2 住 所	(新)	商業登記簿の謄本
	(旧)	
3 名 称	(新)	商業登記簿の謄本
	(旧)	
4 代 表 者	(新)	履歴書（写真貼付） 商業登記簿の謄本 誓約書（様式第3号を準用） 役員名簿 市区町村長が発行する身分証明書
	(旧)	
5 代 理 者	(新)	履歴書（写真貼付） 誓約書（様式第3号を 準用） 市区町村長が発行する身分証明書
	(旧)	
6 代表者以外 の 役 員	(新)	履歴書（写真貼付） 商業登記簿の謄本 誓約書（様式第3号を準用） 役員名簿 市区町村長が発行する身分証明書
	(旧)	
7 資 本 金 又 は 出 資 の 額	(新)	商業登記簿の謄本
	(旧)	
8 解 散		

(注) 1 仲卸しの業務の開始、休止、再開、廃止又は解散に当たっては、その期日を記入すること。

2 仲卸業者の解散の場合、清算人が届け出ること。

様式第19号（第19条関係）

岡山市花き地方卸売市場事業報告書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市花き地方卸売市場 仲卸業者

名称及び

代表者氏名 ㊤

岡山市花き地方卸売市場業務条例（令和2年市条例第29号）第31条の規定により、次のとおり事業報告書を提出します。

1 期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 経理の状況

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 販売費及び一般管理費勘定科目内訳書
- (4) 利益金処分書又は欠損金処分書

3 業務の状況

(1) 役員名簿（非常勤役員を含む。）

役職名	役員 の 氏 名	当該仲卸業務以外に兼務している会社名等

(2) 株主又は出資者名簿（従業員を含む。）

株主又は出資者の氏名	持株数又は出資口数

(3) 従業員の状況

区分	役員	正社員	パート社員	アルバイト
人数	人	人	人	人

(4) 種類別取扱高

取扱品目	種類別	卸売業者からの仕入販売		卸売業者以外からの買付販売		合計	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額
花き	切花	千本	円	千本	円	千本	円
	鉢物	千鉢		千鉢		千鉢	
	花木(植木)	千本		千本		千本	
	その他	千個		千個		千個	
当期合計(A)		千本	円	千本	円	千本	円
前年同期(B)							
前年同期対比 $\frac{(A)}{(B)}$		%	%	%	%	%	%

(5) 販売先別売上高

販売先		売上高	売 上 金 額
岡山市内売上高	一般小売店		千円
	大規模小売店		千円
	地方大口業者		千円
	その他		千円
岡山市外売上高	岡山県内売上高	一般小売店	千円
		大規模小売店	千円
		地方大口業者	千円
		その他	千円
	岡山県外売上高	一般小売店	千円
		大規模小売店	千円
		地方大口業者	千円
		その他	千円
合 計			千円

様式第20号（第21条関係）

岡山市花き地方卸売市場売買参加者承認申請書

年 月 日

市場事業管理者 様

申請者 住 所
商 号
氏名又は
名 称 ㊦
連 絡 先 () -

売買参加者の承認を受けたいので、岡山市花き地方卸売市場業務条例（令和2年市条例第29号）第32条第2項の規定により、関係書類を添付して、次のとおり申請します。

店 舗 の 住 所	
資本金又は出資の額	
役 員 の 氏 名	
代 理 者 の 氏 名	
店 舗 面 積	平方メートル (店舗)
従 業 員 数	役員 人, 正社員 人, パート 人 合計 人
取 扱 品 目	
年間買受見込額	
添 付 書 類	
個 人 の 場 合	法 人 の 場 合
1 履歴書（写真貼付）	1 定款
2 資産調書	2 商業登記簿の謄本
3 市区町村長が発行する身分証明書	3 貸借対照表及び損益計算書
4 誓約書（様式第3号を準用）	4 株主，出資者又は組合員別の持株数又は出資額を記載した書面
5 市区町村長が発行する未納の税額がないことの証明書	5 代表者の履歴書（写真貼付）
	6 代表者の誓約書（様式第3号を準用）
	7 市区町村長が発行する代表者の身分証明書
	8 市区町村長が発行する未納の税額がないことの証明書

(注) 1 申請者の住所欄は、個人の場合は居宅の住所、法人の場合は本店の住所を記入すること。

2 法人の場合の添付書類5については、代表者の業務を代行させる代理者をおく場合であれば、省略することができる。

3 代理者をおく場合は、代理者の氏名を記入すること。

様式第21号（第22条関係）

岡山市花き地方卸売市場売買参加者の名称変更等の届出書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市花き地方卸売市場 売買参加者

承認番号 番

住 所

名 称

代表者氏名 ㊦

連絡先（ ） ー

名称等を変更したので、岡山市花き地方卸売市場業務条例（令和2年市条例第29号）第34条の規定により、次のとおり届け出ます。

届出（変更）事項	届出（変更）内容	備考（添付書類）
1 住 所	(新)	
	(旧)	
2 名称又は商号	(新)	
	(旧)	
3 代 表 者	(新)	履歴書（写真貼付） 誓約書（様式第3号を準用） 市区町村長が発行する身分証明書
	(旧)	
4 代 理 者	(新)	履歴書（写真貼付） 誓約書（様式第3号を準用） 市区町村長が発行する身分証明書
	(旧)	
5 卸売業者から卸売を受けることの廃止		
6 死亡又は解散		

- (注) 1 代表者変更の添付書類である履歴書については、代表者の業務を代行させる代理者をおく場合であれば、省略することができる。
- 2 売買参加者の死亡又は解散の場合、相続人又は清算人が届け出ること。
- 3 廃止、死亡又は解散の場合、その期日を記入すること。

様式第22号（第25条関係）

岡山市花き地方卸売市場関連事業者承認申請書

年 月 日

市場事業管理者 様

申請者 住 所
商 号
氏名又は
名 称 ㊟
連 絡 先 () -

関連事業者の承認を受けたいので、岡山市花き地方卸売市場業務条例（令和2年市条例第29号）第35条第2項の規定により、関係書類を添付して、次のとおり申請します。

資本金又は出資の額	
役 員 の 氏 名	
業 務 の 内 容	
添 付 書 類	
個 人 の 場 合	法 人 の 場 合
1 履歴書（写真貼付） 2 資産調書 3 市区町村長が発行する身分証明書 4 この事業開始後2年間の事業計画書 5 誓約書（様式第3号を準用） 6 市区町村長が発行する未納の税額がないことの証明書	1 定款 2 商業登記簿の謄本 3 貸借対照表及び損益計算書 4 この事業開始後2年間の事業計画書 5 株主，出資者又は組合員別の持株数又は出資額を記載した書面 6 役員名簿 7 市区町村長が発行する代表者の身分証明書 8 代表者の履歴書（写真貼付） 9 代表者の誓約書（様式第3号を準用） 10 市区町村長が発行する未納の税額がないことの証明書

(注) 個人事業者が商号登記をしている場合、商号登記簿の謄本を添付すること。

様式第23号（第27条関係）

岡山市花き地方卸売市場関連事業者の名称変更等の届出書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市花き地方卸売市場関連事業者

住所及び名称

代表者氏名 ㊦

連絡先（ ） —

名称等を変更したので、岡山市花き地方卸売市場業務条例（令和2年市条例第29号）第38条の規定により、関係書類を添付して、次のとおり届け出ます。

届出（変更）事項	届出（変更）内容	備考（添付書類）
1 関連事業の開始， 休止，再開，廃止		
2 住 所	(新)	商業登記簿の謄本
	(旧)	
3 名称又は商号	(新)	商業登記簿の謄本
	(旧)	
4 代 表 者	(新)	履歴書（写真貼付） 商業登記簿の謄本 誓約書（様式第3号を準用） 役員名簿 市区町村長が発行する身分証明書
	(旧)	
5 代表者以外の役員	(新)	商業登記簿の謄本 役員名簿
	(旧)	
6 資 本 金 又 は 出 資 の 額	(新)	商業登記簿の謄本
	(旧)	
7 死亡又は解散		

(注) 1 個人事業者が商号登記をしている場合、商号登記簿の謄本を添付すること。

2 関連事業者の死亡又は解散の場合、相続人又は清算人が届け出ること。

3 事業の開始，休止，再開，廃止，死亡又は解散の場合，その期日を記入すること。

様式第24号（第34条関係）

岡山市花き地方卸売市場受託契約約款に関する届出書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市花き地方卸売市場 卸売業者

名称及び

代表者氏名

㊟

受託契約約款を 定めた
変更した ので、岡山市花き地方卸売市場業務条例（令和2年市条
例第29号）第44条の規定により、別紙受託契約約款及び関係書類を添付して、届け出ま
す。

（注） 変更の場合、新旧対照表を添付すること。

様式第25号 (第35条関係)

岡山市花き地方卸売市場販売原票

No. _____

出 荷 者	系統	_____	責任者検印		せり人	記帳者	荷受者	置場所
	住所	_____						
	氏名	_____						
貨車 記号・番号			取扱運送店		トラックNo.		選別	
控除名			出荷月日		買付・委託		率又は金額	
出報 (送り状) No.			事故 区分					
品名			送り状 数量		受取 数量			
No.個印	品 種	荷姿 量目	等級・階級	数 量	分割 数量	単 価	金 額	売 渡 先
年 月 日販売			小計				¥	
			合計					

様式第27号（第38条関係）

岡山市花き地方卸売市場卸売予定数量等報告書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市花き地方卸売市場 卸売業者

名称及び

代表者氏名 ㊞

岡山市花き地方卸売市場業務条例（令和2年市条例第29号）第49条第1項の規定により、
次のとおり報告します。

品 名	主要産地	取引方法	単 位	卸売予定数量	
				個 数	数 量
そ の 他					
合 計					

(注) 取引方法の欄については、せり売、相対取引の別を記入すること。

様式第28号（第38条関係）

岡山市花き地方卸売市場主要品目販売価格報告書（市況日報）

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市花き地方卸売市場 卸売業者

名称及び

代表者氏名

㊞

市況概況		天候	卸売数量
------	--	----	------

品 目	取引方法	卸売数量	主要産地	単位	販 売 価 格			商 況
					高 値	中 値	安 値	
	せり売							
	相対取引							
	せり売							
	相対取引							
	せり売							
	相対取引							
	せり売							
	相対取引							
	せり売							
	相対取引							

(注) インターネット取引分も含めて記入すること。

様式第30号 (第40条関係)

岡山市花き地方卸売市場売買仕切書

	系統団体	PAGE No.

(品名コード)	仕切No.	農協コード		売立年月日

品名コード	荷印	品名	荷姿	量目	等級・階級	数量	単価	金額

発送駅 (港) 月 日 発
 到着駅 (港) 月 日 着

貨車番号・船名
 取扱運送店
 送り状No.

備考

着払	元払

	計 (税抜き)		
	消費税額		
	合計 (税込)		
	委託手数料 (税込)		
控除金額	運賃		
	差引仕切金額		

様式第31号（第41条関係）

岡山市花き地方卸売市場委託手数料の率に関する（変更）届出書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市花き地方卸売市場 卸売業者

名称及び

代表者氏名 ㊟

卸売のための販売の委託の引き受けについて委託者から收受する委託手数料の率を定めようとするため（変更しようとするため），岡山市花き地方卸売市場業務条例（令和2年市条例第29号）第54条第1項の規定により，次のとおり届け出ます。

		品 目	率
1 委託手数料率	(新)		
	(旧)		
	(新)		
	(旧)		
	(新)		
	(旧)		
	(新)		
	(旧)		
2 委託手数料率の適用日	年 月 日より		
3 委託手数料率の委託者への周知方法			
4 その他の特記事項			

様式第32号（第42条関係）

岡山市花き地方卸売市場市場施設使用
指定
許可 申請書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市花き地方卸売市場

名称及び

代表者氏名

㊟

市場施設の使用 指定
許可 を受けたいので、岡山市花き地方卸売市場業務条例施行規程

（令和2年市市場事業部管理規程第10号）第42条第1項の規定により、次のとおり申請します。

	施設の種類	使用面積等	備考
使用施設	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
使用目的			
その他 必要な事項			

様式第33号（第43条関係）

岡山市花き地方卸売市場原状変更承認申請書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市花き地方卸売市場

名称及び

代表者氏名 ㊦

市場施設の原状変更をしたいので、岡山市花き地方卸売市場業務条例施行規程（令和2年市市場事業部管理規程第10号）第43条第1項の規定により、関係書類を添付して、次のとおり申請します。

なお、承認のうえは業務条例その他の関係法令を遵守し、貴市になんらのご迷惑もおかけしないことを誓約いたします。

変更場所	
変更内容	
変更理由	
構造	
その他	
添 付 書 類	
1 設計書又は費用見積書 2 設計図 3 工程表 4 施工前後の現場写真	

様式第34号（第48条関係）

岡山市花き地方卸売市場市場施設（設備）返還届出書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市花き地方卸売市場

名称及び

代表者氏名 ㊟

市場施設（設備）を返還するので、岡山市花き地方卸売市場業務条例施行規程（令和2年市市場事業部管理規程第10号）第48条の規定により、次のとおり届け出ます。

返還する事由	
返還年月日	年 月 日
施設（設備）の種類	
場 所	
面 積	平方メートル
指 定 年 月 日 許 可	年 月 日

様式第35号（第57条関係）

（表）

第 号
検査職員身分証明書
氏名
上記の者は、岡山市花き地方卸売市場業務条例第66条第1項の規定による検査に従事する職員であることを証明する。
年 月 日
写真
市場事業管理者 印

（裏）

岡山市花き地方卸売市場業務条例抜粋

（報告及び検査）

第66条 管理者は、この条例の施行に必要な限度において、取引参加者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に取引参加者又は関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類及びその他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。